

住宅ローンご利用感謝ローン

(平成26年4月1日現在)

1. 商品名	○住宅ローンご利用感謝ローン
2. ご利用いただける方	○次のすべてを満たす方 ① 当金庫扱いの住宅ローン(住宅金融支援機構の旧住宅金融公庫融資及びフラット35は除きます)を利用されている方で、1年以上のご利用実績のある方 ② 当金庫の借入について履行延滞のない方 ③ 当金庫の会員となれる方 ・当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ・当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたかなくても、ご融資をさせていただくことが可能な場合もありますので、詳しくは、窓口にお問い合わせください。
3. お使いみち	○お申込人本人またはお申込人の家族(配偶者・親・子・孫・兄弟)が、健康で文化的な生活を営むために必要な資金 ただし、次の資金は対象外とさせていただきます。 ① 事業資金 ② 投機的な性格の資金
4. ご融資金額	○500万円以内(1万円きざみ)
5. ご融資期間	○10年以内
6. ご融資利率	○変動金利型とし、当金庫の所定の利率を適用させていただきます。 ※お借入後の利率は基準利率(新長期プライムレート)の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。お借入後の利率の変更回数は年2回(4月1日・10月1日)で、新利率はそれぞれ翌月(5月・11月)の利息決算日の翌日から適用します。 ※ご融資利率につきましては、窓口でお問い合わせください。
7. ご返済方法	○毎月の元利均等または元金均等返済とします。ご指定いただいた口座より毎月一定日に自動支払にてお支払いいただきます。 ※具体的な返済額は、窓口でお申し出いただければ試算いたします。
8. 担保	○原則無担保でのお取扱いとなります。
9. 保証人	○1名以上(家族可)
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店またはリスク統括部お客様相談室(9時~17時、フリーダイヤル0120-323-023)にお申し出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客様相談室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。

	<p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
11. その他	<p>○お申込にあたっては当金庫所定の審査がございます。審査の結果によってはご希望に添いかねることもありますので、あらかじめご了承ください。</p>